

花園大学転学科に関する規程

平成21年12月18日

制定

改正 平成23年11月21日 2017（平成29）年4月1日
令和3年6月1日 令和4年4月1日
令和8年4月1日

目次

（趣旨）

第1条 本規程は、文学部・社会福祉学部各学科への転学科に関し、必要な事項を定める。

（出願資格）

第2条 文学部・社会福祉学部各学科への転学科を出願できる有資格者は、出願時に文学部・社会福祉学部各学科1回生又は2回生として在籍している者とする。ただし、休学の年数は除く。

（転学科の時期）

第3条 転学科の時期は、前期の始めとする。

（転学科の年次）

第4条 転学科により所属することとなる学科の年次は、2回生次又は3回生次とする。ただし、休学の年数は除く。

（出願時期）

第5条 転学科を希望する者は、当該年度の所定の期日までに、別紙様式により、その旨を願い出なければならない。

（出願書類）

第6条 転学科を出願する者は、次の書類を当該年度の所定の期日までに学長に提出するものとする。

（1） 転学科願（別紙様式）

（2） 申請時における成績証明書

（転学科の選考）

第7条 転学科の選考は、転学科希望先学科が所定の試験に基づいて実施する。

2 前項の選考は、原則として書類審査（単位認定審査を含む。）及び面接をもって行うものとし、必要に応じて学科において必要と認める方法を加えることができるものとする。

（転学科の許可及び許可人数）

第8条 転学科の許可は、前条の規定に基づく選考に合格した者に対して、学長が連合教授会の意見を聴き、これを行う。許可人数は、転学科希望先の在籍学生数の状況を勘案し、当該学科の教育に支障のない範囲で若干名とする。

（既修得単位の認定及び単位登録指導）

第9条 転学科を許可された者の既修得単位の認定については、所管部署による審査のうえ、決定される。その結果を受けて、転学科を許可された学生は、速やかに転学科先の教員から転学科後の履修について単位登録指導を受けなくてはならない。

（雑則）

第10条 本規程に定めるもののほか、転学科に関して必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第11条 本規程の改廃は、学長が、学務委員会及び評議会の意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 本規程は、2009年12月18日から施行する。
- 1 本規程は、2011年11月21日から施行する。
- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年6月1日から施行する。
- 1 本規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。

別紙様式

（第5条、第6条関係）